

訓令

埼玉県訓令第二十四号

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、定例又は軽易な起案は、文書課長と協議して定める帳簿若しくは用紙を用いる方法又は主務課長が定める方法により行うことができる。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。